

研究発表に関する規定

(1989年3月7日制定)
(1999年5月11日改定)
(2009年3月24日改定)
(2009年8月31日改定)
(2012年3月27日一部改定)
(2016年7月9日改定)

[研究発表の内容]

1. 研究発表論文（研究発表講演会で発表される内容をまとめた原稿）は原則として未発表のものとする。（研究発表ではない特別講演や基調講演，パネルディスカッションは除く）。

[研究発表者の会員資格]

2. 研究発表者（研究発表論文の執筆者である著者の内、講演会で発表する者）は本会個人会員（正員，学生員）とする。ただし，以下の場合は本会会員外の研究発表を認める。
- ①本会と協力協定を締結している国外団体の会員
 - ②国際会議・国際シンポジウムの講演者
 - ③共催団体との取り決めがある講演会の講演者
 - ④協賛・後援団体との相互性（研究発表に関し本会会員が協賛・後援団体において同等の扱いを受ける）が確認できる場合の講演会における協賛・後援団体会員
 - ⑤講演会における企画の責任者（以下企画者という）が，オーガナイズドセッション等において認めた講演者。ただし，博士前期課程までの学生はこの対象としない。

[研究発表の採否]

3. 研究発表の採否は企画者が決定する。研究発表論文が提出された後でも，企画者は研究発表論文の内容が講演会の主旨にそぐわないと判断した場合には，研究発表を断ることがある。

[研究発表内容の責任]

4. 研究発表論文の内容についての責任は著者が負うものとする。また講演会場における研究発表および討論に付随して生じるいかなる問題についても本会は責任を有しない。

[研究成果の先取権（プライオリティ）／原著]

5. 未発表の研究成果を発表した場合，その内容について先取権が発生する。先取権が発生したものを原著（Prior Publication）と呼ぶ。先取権は，原著のページ数の多寡にかかわらず，それを掲載した印刷物，電子情報および電子情報媒体物（以下総称して講演論文集という）が発行された日に発生する。（注：本会主催または共催の講演会で発表した研究発表論文が原著であっても，著者は「日本機械学会学術誌」に投稿することができる。）

[著作権]

6. 講演論文集に掲載された研究発表論文の著作権は本会に帰属する。ただし，著者自身が全文または一部を複製，翻訳，翻案などの形で利用する場合，あるいはネットワーク上で公開する場合，これに対して本会では原則として異議を申し立てたり妨げる事はしない。また第三者から，複製あるいは転載に関する申請があり，本会が必要と認めた場合は，著者に代わり本会が許諾することがある。

[研究発表論文の作成]

7. 研究発表論文は、本会が用意または指定するフォーマットにより作成する。講演論文集を作成した場合は、J-Stage〔科学技術振興機構（JST）が運営する電子ジャーナルプラットフォーム〕へ掲載するため、著者は研究発表論文を PDF データとして提出するものとする。

[研究発表論文の訂正]

8. 著者による研究発表論文提出後の訂正は、原則として本質にかかわらない単純ミスの訂正以外は認められない。

[研究発表者の変更または代読]

9. 研究発表者の変更または代読が必要になった場合は、その理由を付して書面により企画者に申し出る。その可否は企画者が決める（注：代読の場合は、講演会会場での討論において十分に回答できる者とし、その依頼は著者の責任において行う）。

[研究発表の取り止め]

10. 研究発表の取り止めに希望する場合は、その理由を付して書面等で企画者に申し出る。
なお、取り止めの申し出が講演論文集を作成中あるいは公開後である場合、企画者は当該研究発表論文の印刷・作成経費等を請求することができる。）

この規定は 2017 年 4 月 1 日から適用するものとする。